

鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、積極的に女性の視点や意見を取り入れ、地域における男女共同参画の取組を推進することを目的として、女性役員の増加等を進める自治会等に対して、男女共同参画促進奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（名称の例：自治会、町内会、町会、区会、区 等）をいう。
- (2) 役員 自治会等における総会等において選出され、自治会等の運営、意思決定等に参画する者をいう。

(支給の要件)

第3条 申請時に、以下の各号のいずれにも該当する自治会等に、予算の範囲内で奨励金を支給するものとする。

- (1) 自治会等の規約等において、役員への女性の登用が規定されていること。
- (2) 自治会等の会長に相当する役職に女性が就任していること。
- (3) 上記(1)、(2)のいずれか又は両方を第5条に定める申請期間中に新たに実施していること。
- (4) これまでにこの要領に定める奨励金の支給を受けていないこと。

(支給限度額)

第4条 奨励金の支給額は、1団体あたり30,000円とする。

(申請期間)

第5条 奨励金の支給の申請は、当該年度の4月1日から翌年3月10日までにを行うものとする。ただし、3月1日から3月31日までの間に支給の要件を満たした場合は、翌年度の5月31日までに申請を行うことができるものとする。

(支給の申請方法)

第6条 奨励金の支給申請を行う自治会等は、鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給申請書（様式第1号、以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課長（以下「県民運動課長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請時における規約の写し
- (2) 自治会等の会長に相当する役職に女性が就任していることを証する書類
- (3) 前各号のほか、県民運動課長が必要と認める書類

(支給の決定等)

第7条 県民運動課長は、提出された支給申請書の記載事項等について、不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

- 2 県民運動課長は、受理した支給申請書について、この要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。
- 3 県民運動課長は、前項により奨励金の支給を決定したときは、申請者に対して、鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給決定通知書（様式第2号）により、当該支給申請書を受理した日から14日以内に通知

するものとする。

- 4 県民運動課長は、奨励金の支給決定を行ったときは、速やかに支給決定額を申請者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(奨励金の返還)

第8条 県民運動課長は、奨励金の支給を受けた者が偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合は、鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給決定取消・返還通知書(様式第3号)により、当該者に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途県民運動課長が定める。

附 則

この要領は、令和8年5月14日から施行する。

鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給申請書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 住所
 団体名
 代表者名

鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

1 希望支払金融機関	金融機関名							
	支店名				支店コード			
	口座の種類							
	口座番号							
	フリガナ							
	口座名義人							
	名義人電話番号							
2 添付書類	① 申請時における規約の写し ② 自治会等の会長に相当する役職に女性が就任したことを証する書類 ③ 前各号のほか、県民運動課長が必要と認める書類							

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金については、下記のとおり支給することに決定しましたので、鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給要領第7条第3項の規定に基づき通知します。

記

支給額 金30,000円

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給決定取消・返還通知書

年 月 日付けで支給した鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金については、下記により支給決定を取り消し、返還していただくことになりましたので、鳥取県自治会への男女共同参画促進奨励金支給要領第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 取消額 円
- 2 取消の理由
- 3 返還の期限 年 月 日
- 4 返還の方法 同封の払込書により、所定の金融機関で払い込みください